

令和7年度

いばらき空き家対策シンポジウム 2025 への作品募集

1. 趣旨

空き家対策シンポジウム（だいじにつかう、じだいをつなぐ、ちいきをつなぐ）

空き家（築40年以上の民家、商家、倉庫（蔵、長屋門含む）、廃校等含む）等、長い年月を経過した建物を未来へ向けて利活用することは、景観保全、建築技術継承、CO₂の排出削減など循環型社会を目指すうえで多くのメリットがあり、持続可能な社会づくりにも繋がっていく事と存じます。

一方で空き家は、年々増加の一途をたどり、2024年度の茨城県の総住宅数に占める空き家数の割合（空き家率）は14.1%で、196,200戸が空き家となっています。

そこで、私たち地域で活動する建築士の専門性を活かして、この社会課題に取り組む必要性を感じ、幅広い知見を集めた空き家対策及び地域づくり等も含めた、（いばらき空き家対策シンポジウムを本年度開催いたします。つきましては、シンポジウムの会場にて、再生、リノベーション、長寿命化改修工事等の事例作品をメンバー各位より募集し、会場内での展示・プレゼンを行い広く周知する予定です。

お忙しいところ恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 提出に際しての条件等

対 象	☐ 空き家等（築40年以上の民家、商家、倉庫（蔵、長屋門、廃校等含む）となっていた建築物でリフォーム・リノベーション等を実施し利活用されているもの。 ※ 使用されている建築物でも、築40年以上経つものは対象とします。
記載内容	☐ 工事前後の写真・図面（平面図） ☐ 施主（所有者、管理者、利用者）（150～200字程度） 設計者又は施工者のコメント（150～200字） ☐ 建築物概要 ・所在地（市町村名まで） ・創建された年月（分かる範囲で結構です） ・改修工事完了の年月 ・構造及び階数・延床面積 ・改修前の用途 改修後の用途 ・空家活用（①相続者・②購入者）又は、継続使用（①相続者・②購入者） ・設計者及び施工者の氏名・連絡先等
そ の 他	☐ 作品を応募することについて、所有者等の関係者の同意を得ていること。 ☐ 建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。 ☐ 同一の申請者（所有者、設計者、施工者のいずれか）による応募は3件以内とすること。

3. 応募手続き等

1) 募 集 期 間

令和7年5月吉日～ 令和7年7月15日（金）

2) 応募図書等

i. 申 請 書

ii. 応 募 用 紙

iii. 写真（改修前後） （6720 P X4480PX 以上、提出データ形式：j p e g）

iv. 誓 約 書

※ i、ii、ivの様式は、茨城県建築士事務所協会 HP よりダウンロードできます。

※ 展示用の写真パネルの作成は当委員会で行います。

3) 提出先

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-30

（一社）茨城県建築士事務所協会

email : ikyokai@i-jk.org

※原則 email にてご提出ください。

5. 問い合わせ先

〒310-0852

茨城県水戸市笠原町978-30

（一社）茨城県建築士事務所協会

こざわ

担当 小澤

TEL : 029-305-7771 FAX : 029-305-7791

E-mail ikyokai@i-jk.org